

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）	（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）
第二条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。	第二条　銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。	
2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。	2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。	
3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。	3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	
一　自己資本の充実度に関する評価方法の概要	一　銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	
二　銀行全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	二　信用リスクに関する次に掲げる事項 イ　リスク管理の方針及び手続の概要 ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	

三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要

ハ 標準的手法採用行にあっては、エクスポート・エージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合は、その理由を含む。）

二 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項

(1) 信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD（標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポート・エージャーの額。以下(1)において同じ。）がEADの総額に占める割合

内部格付手法採用範囲の決定に係る経緯

(3) (2) (1) 内部格付制度の概要

(3) (2) (1) 使用する内部格付手法の種類
内部格付制度の概要
次に掲げるポート・エクスポート・エージャーごとの格付けと手続の概要（(i) 及び(ii)に掲げるポート・エクスポート・エージャー全体に占めるこれらのポート・エクスポート・エージャーのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスポート・エージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポート・エージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii) (i) ソブリン向けエクスポート・エージャー

バラメータ推計（PD、LGD及びEADの推計をいう。）及び

びその検証体制

(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格

格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合は、その理由を含む。）

(2) エクスポート・エージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ 内部格付手法が適用されるポート・エクスポート・エージャーについて、次に掲げる事項

内部格付手法の種類

内部格付手法の種類

次に掲げるポート・エクスポート・エージャーごとの格付けと手続の概要（(i) 及び(ii)に掲げるポート・エクスポート・エージャー全体に占めるこれらのポート・エクスポート・エージャーのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスポート・エージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポート・エージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii) ソブリン向けエクスポート・エージャー

金融機関等向けエクスポート・エージャー

(iii) 株式等エクスポート・エージャー（株式等エクスポート・エージャーの信

										係る運営体制	
										(1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事	
										(4)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事	
内部格付手 法を段階的 に適用する	内部格付手 法	内部格付手 法	内部格付手 法	内部格付手 法を段階的 に適用する	内部格付手 法	内部格付手 法	内部格付手 法	内部格付手 法	内部格付手 法	内部格付手 法	内部格付手 法
除外する事 法の適用を 除外する事 業単位又は資 産区分の範囲	一 内部格付手 法の適用を 除外する事 業単位又は資 産区分の範囲	一 内部格付手 法の適用を 除外する事 業単位又は資 産区分の範囲	二 内部格付手 法が適用され ないとき	一 内部格付手 法の適用を 除外する事 業単位又は資 産区分の範囲	一 内部格付手 法の適用を 除外する事 業単位又は資 産区分の範囲	二 内部格付手 法が適用され ないとき	一 内部格付手 法の適用を 除外する事 業単位又は資 産区分の範囲	一 内部格付手 法の適用を 除外する事 業単位又は資 産区分の範囲	一 内部格付手 法の適用を 除外する事 業単位又は資 産区分の範囲	一 内部格付手 法の適用を 除外する事 業単位又は資 産区分の範囲	一 内部格付手 法の適用を 除外する事 業単位又は資 産区分の範囲

用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。)

(v) 居住用不動産向けエクスボージャー

(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー

(vii) その他リテール向けエクスボージャー

四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

五 証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項
イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出

ニ 使用する方式の名称

ホ 証券化エクスボージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ホ 使用する方式の名称

ヘ 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスボージャーを保有しているかどうかの別

計画がある場合		業単位又は位又は資産区分の範囲	資産区分がないとき
内部格付手法の種類	前号の範囲に適用する信用リスク・アセztトの額を算出する	当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範団	当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範団
一 使用する内部格付手法の種類	二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範団	三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範団	四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセztトの額を算出する
業単位又は資産区分があるとき	除外する事業単位又は資産区分があるとき	当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範団	内部格付手法の種類
資産区分の範囲	除外する事業単位又は資産区分の範団	当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範団	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分の範団

ト 銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行つた証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポート・ジャードを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポート・ジャードの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方針を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

四 信用リスク削減手法（派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）に関連して用いられる

る信用リスク削減手法を除く。)にに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要。

五 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク(以下「カウンターパートイ信用リスク」という。)に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(当該カウンターパートイ信用リスクの削減手法に関するものを含む。)

六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手續及び体制の概要

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで(自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行つた場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポートジャヤーを保有しているかどうかの別

二 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

ホ 証券化取引に関する会計方針

ヘ 証券化エクスポートジャヤーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変

へ包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

七 オペレーションナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。)

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無(保険によるリスク削減を行つた場合は、保険の利用方針と概要を含む。)

八 銀行勘定における銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)

第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポートジャヤー(以下「出資等」という。)又は株式等エクスポートジャヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

十 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいづれに相当するかについての説

更した場合にあつては、その理由を含む。)

ト 内部評価方式を使用している場合には、その概要

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告

示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適

用範囲

八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあつては、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行

つた場合にあつては、保険の利用方針及び概要を含む。）

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となつている銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポート・ジャーヤー又は株式等エクスポート・ジャーヤー（以下「出資等又は株式等エクスポート・ジャーヤー」という。）にかかるリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

明 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

（1） 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

（2） 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(ⅰ)及び(ⅱ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポート・ジャーヤー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預

金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

- (i) 事業法人向けエクスポート・ジャーヤー
- (ii) ソブリン向けエクスポート・ジャーヤー
- (iii) 金融機関等向けエクスポート・ジャーヤー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポート・ジャーヤー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ジャーヤー
- (vi) その他リテール向けエクスポート・ジャーヤー

（3） 証券化エクスポート・ジャーヤー

		十一	金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつて いるものを除く。第十条第四項第一号ニ(1)、第十二条第四項第二 号ニ(1)及び第十五条第四項第二号ニ(1)並びに別紙様式第二号第二 十六面及び別紙様式第四号第二十一面を除き、以下同じ。）に関 する次に掲げる事項
		イ	リスク管理の方針及び手続の概要
		ロ	金利リスクの算定手法の概要
		十一	貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれ に相当するかについての説明
		十二	自己資本比率規制上のエクスボージャーの額と貸借対照表計 上額との差異及びその要因に関する説明
		4	第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、 連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適 用しない。
		一	信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスク に該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に 掲げる事項
		イ	次に掲げるエクスボージャーの区分ごとの期末残高及びそれ らの主な種類別の内訳
		(3)	(2)
			地域別
			業種別
			残存期間別
			口 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平

		二	内部格付手法が適用される株式等エクスボージャーに係る信 用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区 分ごとの額
		(1)	(i) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスボージ ャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
			(ii) 簡易手法が適用される株式等エクスボージャー
		(2)	内部モデル手法が適用される株式等エクスボージャー
			(i) PD/LGD方式が適用される株式等エクスボージャー
			(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスボージャー
		ハ	信用リスク・アセツトのみなし計算（自己資本比率告示第百 六十七条の規定により信用リスク・アセツトの額を計算するこ とをいう。以下この条、第四条、第十条及び第十二条において 同じ。）が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに対 する所要自己資本の額
		二	マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち 銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額
		(1)	(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、 コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリー）と に開示することを要する。）
		(2)	内部モデル方式
			ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこ のうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額
			(1) 基礎的手法
			粗利益配分手法

成十年金融再生委員会規則第二号) 第四条第二項、第三項又は
第四項に規定する債権に係る債務者のエクスボージャーの期末
残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び
当該エクスボージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる
区分ごとの内訳

(2) (1) 地域別
業種別

ハ 延滞期間別のエクスボージャーの期末残高

二 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を
実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
施行規則第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準
ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規
定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務
者のエクスボージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実
施したことにより、当該エクスボージャーに係る引当金の額を
増加させたものの額及びそれ以外のものの額

二 次のイ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又はロに定め
る額

イ 標準的手法採用行 複数の資産及び取引を裏付けとするエク
スボージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することがで
きないものの額

ロ 内部格付手法採用行 信用リスク・アセットのみなし計算（

自己資本比率告示第一百六十七條の規定により信用リスク・アセ

(3) 先進的計測手法

ハ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十四条各号の算
式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第一項
第七号において同じ。）

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く。）に関する
次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高（期末残高
がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合に
は、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスボージャーの主な種
類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高のうち、次
に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスボージャーの主な種
類別の内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別
(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスボージャーの期末残高又はデフォルトし
たエクスボージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ご
との内訳

(1) 地域別
業種別又は取引相手の別

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定

ソトの額を算出することをいう。第十条及び第十二条において同じ。)が適用されるエクスポートの額

三 第一項の国際統一基準行(銀行の連結子法人等である銀行若し

くは銀行持株会社の連結子法人等である銀行(銀行の連結子法人等である銀行を除く。)又は規制外国法人の連結子法人等を除く。

。)のうち、イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるもの及び

これに準ずる国際統一基準行として金融庁長官が指定するものにあつては、次に掲げる事項

イ 次に掲げる額の合計額

(1) オン・バランス資産の額(貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関する貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。)

(2) デリバティブ取引等(先渡、swap、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。)に関する額(デリバティブ取引等について算出したエクスポートの額(デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額(当該額が零を下回る場合にあつては零とする。)及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポート方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。)及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。)

の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポートについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。)

。)並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第一百七十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条第一項(自己資本比率告示第百二十五条、第百二十七条及び第百三十六条第一項において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十分の一セントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポートの額

額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポートのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポートについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが

(3)	レポ形式の取引に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポートージャーの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額をいう。）
(4)	オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポートージャーの額、対象資産に係るエクスポートージャーの額及び証券化エクスポートージャーの額の合計額をいう。）
(5)	金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下ロ、ハ及びチにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額
(1)	金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
(2)	金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。ニにおいて同じ。）の保有額
(3)	金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポートージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
(4)	金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及

適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポートージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

- (1) 事業法人向けエクスポートージャー、ソブリン向けエクスポートージャー及び金融機関等向けエクスポートージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポートージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛け目）の推計値の加重平均値を含む。）

- (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

- (3) 居住用不動産向けエクスポートージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー及びその他リテール向けエクスポートージャー 次のいずれかの事項

- (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポートージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資產

び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（ハ及びチにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスボージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

ハ| 計額

(1) 金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

(2) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスボージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

(3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスボージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

二| 発行済の有価証券の残高
ホ| 直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスボージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスボージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスボージャー、居住用不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャーとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスボージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスボージャー、居住用不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャーとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスボージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用され

		ト 直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け (金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引 受けをいう。) の年間の合計額
チ		金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取 引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高
リ		次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く 。）の残高の合計額
	(1)	売買目的有価証券
	(2)	その他の有価証券
		ヌ 観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価され た資産の残高
	ル	对外与信の残高
	ヲ	対外債務の残高
5		第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様 式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及 び第三十面に限る。）により作成するものとする。
6		規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状 況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない 国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、第一 項に定めるもののほか、単体レバレッジ比率に関する開示事項とす る。
7		前項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項 の次に掲げる事項 イ 与信相当額の算出に用いる方式

四

たエクスボージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスボージャーの額の上方調整を行つては、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー及び金融機関等向けエクスボージャーごとに開示することを要する。）

(1) 適格金融資産担保

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスボージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスボージャー、居住用不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャーごとに開示することを要する。）

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

とする。

一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた

原因（当該差異がある場合に限る。）

前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第三号により作成するもの

とする。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の

合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額

を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポートージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相

当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想

定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテ

クションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

五 証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポートージャー

を保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(2) 原資産を構成するエクスポートのうち、三月以上延滞エクスポートの額又はデフォルトしたエクスポートの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

-
- (9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポートについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (11) 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- 口
出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

-
- (2) 保有する証券化エクスポート・ウェイトの区分ごとの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化工クスポート・ウェイトについて区別して記載することを要する。）
- (3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十五パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化工クスポート・ウェイトの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する再証券化エクスポート・ウェイトに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ウェイトに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポート・ウェイトを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポート・ウェイトの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポート・ウェイトの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

原資産の種類別の内訳

(5) 保有する証券化エクスポート・ジャーヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャーヤーについて区別して記載することを要する。）

(6) 保有する証券化エクスポート・ジャーヤーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ジャーヤーについて区別して記載することを要する。）

(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポート・ジャーヤーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百分率のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポート・ジャーヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーヤーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーヤーを対象とする実行済みの信用供与の額
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーヤーを対象とする実行済みの信用供与

の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの
額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 銀行が投資家の持分に対し算出する早期償還条項付の
証券化エクスポート・リージャーを対象とする実行済みの信用供与
の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの
額の合計額に対する所要自己資本の額

二 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額
の算出対象となる証券化エクスポート・リージャーに関する次に掲げる
事項

- (1) 保有する証券化エクスポート・リージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化エクスポート・リージャーについて区別して記
載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポート・リージャーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ
クスポート・リージャーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポート
・リージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種
類別の所要自己資本の額の内訳
- (4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替え
て準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号
を除く。）の規定により百分率のリスク・ウエイトが
適用される証券化エクスポート・リージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレス・バリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アツト・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

七 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポート・ジヤーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

- (1) 上場している出資等又は株式等エクスポート・ジヤー（以下「上場株式等エクスポート・ジヤー」という。）
- (2) 上場株式等エクスポート・ジヤーに該当しない出資等又は株式等エクスポート・ジヤー

ロ 出資等又は株式等エクスポート・ジヤーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

二 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスポートオーナーのポートフォリオの区分ごとの額
八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートオーナーの額

ヤーの額

九 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

5 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、第一項に定めるもののほか、単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

6 前項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第七号により作成しなければならない。

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条及び第十一条において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3 前条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

4 前条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

5 前条第六項から第八項までの規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。

規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条及び第十一条において同じ。）に係るものに限る。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。次項及び第十一条において同じ。）に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第三項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項第一号ハ中「この条、第四条、第十条及び第十二条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

2 前条第五項から第七項までの規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。

間事業年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項に」とあるのは「第二条第一項に」と、同条第七項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準行の直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この号において「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第五条に規定する連結の範囲(特例企業会計基準等適用法人等(規則第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をい

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準行の直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この号において「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲(特例企業会計基準等適用法人等(規則第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をい

う。)にあつては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲。以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

口 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

二 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「連結グループ(自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。)全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額(自己資本比率

。)にあつては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲。以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

口 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

二 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

(2) 使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。

<p>告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセツトの額）」とあるのは「信用リスク・アセツトの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行つた証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスボージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。</p> <p>第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額</p> <p>二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用し</p>	<p>4 </p> <p>ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項</p> <p>(1) 使用する内部格付手法の種類</p> <p>(2) 内部格付制度の概要</p> <p>(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要（(iv) 及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスボージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）</p> <p>(i) 事業法人向けエクスボージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスボージャーについて区別して開示することを要する。）</p> <p>(ii) ソブリン向けエクスボージャー</p> <p>(iii) 金融機関等向けエクスボージャー</p> <p>(iv) 株式等エクスボージャー（株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）</p> <p>(v) 居住用不動産向けエクスボージャー</p> <p>(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー</p> <p>(vii) その他リテール向けエクスボージャー</p>
---	--

ない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号の中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」

と、同項第三号中「国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子法人等を除く。）」とあるのは「国際統一基準行（銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等を除く。）」と、同号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項
二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）
6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。

四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

六 証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

口 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスボージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ 連結グルーピングが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グルーピングが当該証券化取引に係る証券化エクスボージャーを保有しているかどうかの別

ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行つた証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスボージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポート・ジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

又 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

二 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

八 オペレーションナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行つた場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

九 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポート・ジャーニーに関する

リスク管理の方針及び手続の概要

十 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

- (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

- (i) 事業法人向けエクスポートージャー
- (ii) ソブリン向けエクスポートージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポートージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポートージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー
- (vi) その他リテール向けエクスポートージャー

(3) 証券化エクスポートージャー

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポートージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区

分^ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポート^{ヤー}及びこのうち次に掲げる区分^ごとの内訳

(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポート^{ヤー}

(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポート^{ヤー}
PD/LGD方式が適用される株式等エクスポート^{ヤー}

ハ 信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスポート^{ヤー}に係る信用リスクに対する所要自己資本の額
二 マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式^ごとの額

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリー^ごとに開示することを要する。）

(2) 内部モデル方式

ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法^ごとの額

(1) 基礎的手法

(2) 粗利益配分手法

(3) 先進的計測手法

ヘ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第二項第七号において同じ。）

三 信用リスク（信用リスク・アセツトのみなし計算が適用される

エクスポート・ジャマー及び証券化エクスポート・ジャマーを除く。) に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスポート・ジャマーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合は、期中平均残高の開示も要する。) 及びエクスポート・ジャマーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポート・ジャマーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポート・ジャマーの主な種類別の内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポート・ジャマーの期末残高又はデフォルトしたエクスポート・ジャマーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ
業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
ヘ
標準的手法が適用されるエクスポート・エージャーについて、リスク
・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第一百
七十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条第一項（自己資
本比率告示第一百二十五条、第一百二十七条及び第一百三十六条第一
項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十八
一セントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポート・エージャーの
額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポート・エージャーのうち、スロッ
ティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマ
ーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスボ
ージャーについて、自己資本比率告示第一百五十二条第二項及び
第五項並びに第一百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが
適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲
げるエクスポート・エージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項
(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものと
する。)

-
- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る $EL_{Default}$ を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛け目の推計値の加重平均値を含む。）
- (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残掛け目の推計値の加重平均値を含む。）
- (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項
- (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係る $EL_{Default}$ を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛け目の推計値の加重平均値
- (ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポートジャー、ソブリン向けエクスポートジャー、金融機関等向けエクスポートジャー、居住用不動産向けエクスポートジャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャー及びその他リテール向けエクスポートジャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

又 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポートジャー、ソブリン向けエクスポートジャー、金融機関等向けエクスポートジャー、居住用不動産向けエクスポートジャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャー及びその他リテール向けエクスポートジャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポートジャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートジャー、ソブリン向けエクスポートジャー及び金融機関等向けエクスポートジャーごとに開示することを要する。

（1）適格金融資産担保

適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティが適用されたエクスポートジャヤー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートジャヤー、ソブリン向けエクスポートジャヤー、金融機関等向けエクスポートジャヤー、居住用不動産向けエクスポートジャヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャヤー及びその他リテール向けエクスポートジャヤーごとに開示することを要する。）

五

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の

合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポートジャヤー方式を用

いる場合に限る。)

ホ
担保の種類別の額
ヘ
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相
当額

ト
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想
定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテ
クションの購入又は提供の別に区分した額

チ
信用リスク削減手法の効果を勘案するため用いているクレ
ジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ
連結グループがオリジネーターである場合における信用リス
ク・アセztトの算出対象となる証券化エクスポージャーに関す
る次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び
合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資
産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポ
ージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期
の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞
エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャー
の額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の
内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保
有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引

に係るものに限る。）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートジャーについて区別して記載することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスポートジャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートジャーについて区別して記載することを要する。）

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五десятのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポートジャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポートジャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還
条項付の証券化エクスポート・ジャマーを対象とする実行済みの
信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還
条項付の証券化エクスポート・ジャマーを対象とする実行済みの
信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11) 保有する再証券化エクスポート・ジャマーに対する信用リスク削
減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ
れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

口 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセ
ツトの算出対象となる証券化エクスポート・ジャマーに関する次に掲
げる事項

(1) 保有する証券化エクスポート・ジャマーの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャマーについて区別して記
載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポート・ジャマーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ
クスポート・ジャマーについて区別して記載することを要する。）

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二
百五十分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化エ
クスポート・ジャマーの額及び主な原資産の種類別の内訳

-
- (4) 保有する再証券化エクスポート・ポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポート・ポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポート・ポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポート・ポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポート・ポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポート・ポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ

クスポート・ジャヤについて区別して記載することを要する。）

(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポート・ジャヤの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャヤの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャヤについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャヤを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャヤを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 連結グループが投資家の持分に対応して算出する早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャヤを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

二 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポート・ジャーマーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャーマーについて区別して記載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポート・ジャーマーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ジャーマーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポート・ジャーマーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替え
て準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号
を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが
適用される証券化エクスポート・ジャーマーの額及び主な原資産の種
類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式
を使用する場合に限る。）

- イ 期末のバリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値
- ロ 期末のストレス・バリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アツト・リスクの最高、平

均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アセット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

（1） 上場株式等エクスポート・ジャーマー

（2） 上場株式等エクスポート・ジャーマーに該当しない出資等又は株式等エクスポート・ジャーマー

ロ 出資等又は株式等エクスポート・ジャーマーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

二 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスポート・ジャーマーのポートフォリオの区分ごとの額

九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート・ジャーマーの額

十 銀行勘定における金利リスクに関する連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

5 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況

について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 第二条第三項（第十号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 前条（第三項第二号から第十号までを除く。）の規定は、規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について

金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。）に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「をいう」とあるのは「をいう」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号へ中「をいう。第六条第三項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中

項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号口中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項

「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（銀行における四半期の開示事項）

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

〔一・十一 略〕

十二 自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に関する開示事項

〔略〕

3 2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

〔一・八 略〕

九 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

〔十・十一 略〕

十二 自己資本比率告示第二条各号の算式における分母の額に関する

（銀行における四半期の開示事項）

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

〔一・十一 同上〕

〔号を加える。〕

〔同上〕

3 2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

〔一・八 同上〕

九 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

〔十・十一 同上〕

〔号を加える。〕

る開示事項

十三　〔略〕
十四　〔略〕
十五　〔略〕
十六　〔略〕

4||

第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第十二号及び前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係る第一項第十二号に掲げる事項にあっては、第一面に限る。）により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

5 第一項第九号及び第三項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく四半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

十二　〔同上〕
十三　〔同上〕
十四　〔同上〕
十五　〔同上〕

4||

第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第七号により、前項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

5 第一項第九号及び第二項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく四半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本

の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 持株自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

二 持株会社グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 持株自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

二 持株会社グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項について

は、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項」

項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とあるのは「次に掲げる事項」

と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「持株会社グループ（持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集團をいう。第六号ハにおいて同じ。）

全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセツトの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあっては

、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセツトの額）」とあるのは「信用リスク・アセツトの額」と、同

項第六号ロ中「自己資本比率告示第一百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三

百二条の四第一項において」とあるのは「持株自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（持株自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において」と、同号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有

しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グルー

プが行つた証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスボーナーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその經營に関与

二 持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三 信用リスクに関する次に掲げる事項

(イ) リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を

含む。）

(2) エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) 使用する内部格付手法の種類
(2) 内部格付制度の概要

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要（(i) 及び(ii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスボージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスボージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスボージャーについて区別して開

し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「自己

資本比率告示第十四条各号」とあるのは「持株自己資本比率告示

第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」と

あるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（持株自己資本比率告示第八条第八項第一号

に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項について

は、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合におい

て、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結

自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用

しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中

「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号口中「自己資本比率告示第

百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第一百四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは

「をいう。」と、同項第三号中「国際統一基準行（銀行の連結子

法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人

示することを要する。）

(ii) ソブリン向けエクスポート・ジャーナル

(iii) 金融機関等向けエクスポート・ジャーナル

(iv) 株式等エクスポート・ジャーナル（株式等エクスポート・ジャーナルの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

(v) 居住用不動産向けエクスポート・ジャーナル

(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ジャーナル

(vii) その他リテール向けエクスポート・ジャーナル

四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

六 証券化エクスポート・ジャーナルに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 持株自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六

号まで（持株自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二

百八十条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定す

る体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポート・ジャーナルの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポート・ジャーナルのマーケット・リスク相当額の算出

に使用する方式の名称

の連結子法人等を除く。)」とあるのは「国際統一基準持株会社」と、同号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第二十面に限る。)」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5| 第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一| 持株レバレッジ比率の構成に関する事項

二| 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)

6| 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。

ハ 持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポートを保有しているかどうかの別

ト 持株会社グループの子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行つた証券化取引(持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポートを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(持株自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称(複数の方を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。)

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を

踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

二 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明
ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

八 オペレーションナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名稱（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

（1） 当該手法の概要

（2） 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

九 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートジヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項
イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金

利リスク算定手法の概要

十一 持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（持株自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

- (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

- (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートジャーナル全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつこれらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別

して開示することを要しない。）

- (i) 事業法人向けエクスポートージャー
- ソブリン向けエクスポートージャー
- 金融機関等向けエクスポートージャー
- 居住用不動産向けエクスポートージャー
- (vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー
- その他リテール向けエクスポートージャー

(3) 証券化エクスポートージャー

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポートージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

- (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポートージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
 - (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポートージャー
 - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポートージャー
- (2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポートージャー
 - ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条及び第十五条において同じ。）が適用されるエクスポートージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
 - 二 マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）

(2) 内部モデル方式

ホ オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額基礎的手法

(1) 基礎的手法
粗利益配分手法

(2) 先進的計測手法
(3) 先進的手法

ヘ 連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第九条第一項第七号において同じ。）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合は、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

(1) 地域別
類別の内訳

(2) 業種別又は取引相手の別

(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポートヤーの期末残高又はデフォルトしたエクスポートヤーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポートヤーについて、リスク

・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに持株自己資本比率告示第五十七条の五第二項第二号、第一百五十五条の二第二項第二号及び第二百二十五条第一項（持株自己資本比率告示第百三条、第一百五条及び第一百十四条第一項

において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十ペー
セントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポートの額
ト 内部格付手法が適用されるエクスポートのうち、スロッ
ティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマ
ーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスボ
ージャーについて、持株自己資本比率告示第百三十一条第三項
及び第五項並びに第百四十四条第四項に定めるリスク・ウェイ
トが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分との残
高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲
げるエクスポートの区分に応じ、それぞれ次に定める事項
(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものと
する。)

- (1) 事業法人向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート
ジヤー及び金融機関等向けエクスポート 債務者格付ご
とのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用
する場合は、デフォルトしたエクスポートに係るEL_{Default}
を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、
オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス
資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場
合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる
掛目の推計値の加重平均値を含む。）
- (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート 債務者格

付与」とのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項

(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛け目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不

動産向けエクスポートジャヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャヤー及びその他リテール向けエクスポートジャヤーとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャヤー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポートジャヤーの額の上方調整を行つている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートジャヤー、ソブリン向けエクスポートジャヤー及び金融機関等向けエクスポートジャヤー）とに開示することを要する。

(1) 適格金融資産担保

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポートジャヤー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートジャヤー、ソブリン向けエクスポートジャヤー、金融機関等向けエクスポートジャヤー、居住用不動産

向けエクスポート・ジャーニー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ジャーニー及びその他リテール向けエクスポート・ジャーニーごとに開示することを要する。)

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

- ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレンント・エクスポート・ジャーニー方式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポート・ジャーニーに関する次に掲げる事項

イ 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスボージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 原資産を構成するエクスボージャーのうち、三月以上延滞エクスボージャーの額又はデフォルトしたエクスボージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスボージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して記

載することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主要な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ

れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

- ロ 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

- (2) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

- (3) 持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により

- 千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

- (4) 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ハ 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、

-
- (2) 当期の証券化取引に係るものに限る。)
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスボージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスボージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 持株自己資本比率告示第二百八十一条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百分率のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーの額及び主な
-

(10) 原資産の種類別の内訳

早期償還条項付の証券化エクスポートジャーヤーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポートジャーヤーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートジャーヤーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートジャーヤーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- 二 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートジャーヤーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポートジャーヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートジャーヤーについて区別して記載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポートジャーヤーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートジャーヤーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポート

ジャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 持株自己資本比率告示第二百八十一条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャードの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレス・バリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テステイングの結果及び損益の実績値がバリュー・アツト・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

明

八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポート・ジャードに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る

連結貸借対照表計上額

(1) 上場株式等エクスボージャー

(2) 上場株式等エクスボージャーに該当しない出資等又は株式等エクスボージャー

口 出資等又は株式等エクスボージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

二 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスボージャーのポートフォリオの区分ごとの額
九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャーの額

十 銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

5

第一項の国際統一基準持株会社のうち、第一号の額を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる国際統一基準持株会社として金融庁長官が指定するものに係る同項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額
イ オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から

支払承諾見返勘定の額並びに口及びハに掲げる事項の額を控除了した額をいう。）

口 デリバティイブ取引等（持株自己資本比率告示第五十七条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下この号において同じ。）に関する額（デリバティイブ取引等について算出したエクスポート・ジャード額（デリバティイブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及びデリバティイブ取引等についてカレント・エクスポート・ジャード方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティイブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティイブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

ハ レポ取引等に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポート・ジャードの額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計額をいう。）

二 オフ・バランス取引（デリバティイブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポート・ジャードの額、対象資産に係るエクスポート・ジャードの額及び証券化エクスポート・ジャードの額の合計額をいう。）

二 金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類

する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

ロ 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号において同じ。）の保有額

ハ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポート・リースの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

二 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（次号及び第八号において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・リース方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

三 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等からの預金及び借入金の額並びにコミットメントの未引出額

ロ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポート・リースの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案でき

るものとし、零を上回らないものに限る。）

ハ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポートージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）

四 発行済有価証券の残高

五 直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

六 信託財産及びこれに類する資産の残高

七 直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額

八 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

九 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額

イ 売買目的有価証券

ロ その他有価証券

十 観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高

十一 対外与信の残高

十二 対外債務の残高

6 第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 持株レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げ

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条 前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第一項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号ハ中「この条及び第十五条」とあるのは「この条」と、同号ハ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「

る事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4 | 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号口中「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第二十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 | 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同項第二号中「前連

中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第六項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

「結会計年度」とあるのは、「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

〔一・八 略〕

九 持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

〔十・十一 略〕

十二 持株自己資本比率告示第二条各号の算式における分母の額に

関する開示事項

十三 [略]
十四 [略]
十五 [略]
十六 [略]

2|| 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

〔一・八 同上〕

九 持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

〔十・十一 同上〕

〔号を加える。〕

十二 [同上]
十三 [同上]
十四 [同上]
十五 [同上]
十六 [同上]

2|| 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

3 「略」

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条 「略」

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第九号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一・八 略」

九 出資等又は株式等エクスポートフォレジヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 銀行が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポートフォレジヤーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用された部分について、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポートフォレジヤー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポートフォレジヤーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内

3 「同上」

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条 「同上」

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一・八 同上」

九 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートフォレジヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ 「同上」

ロ 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポートフォレジヤー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポートフォレジヤーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内

ティ調整率によるエクスポートの額の上方調整を行つて
る場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎
的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業
法人向けエクスポートの、ソブリン向けエクスポート及び金
融機関等向けエクスポートごとに開示することを要す
る。）

（

〔1〕・〔2〕 略

口

〔略〕

〔四〇六 略〕

七 出資等又は株式等エクスポートのに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借

対照表計上額

（1）上場している出資等又は株式等エクスポート（以下この号、第十二条第四項第八号及び第十五条第四項第八号において「上場株式等エクスポート」という。）

（2） 略

〔四〇六 略〕

八 九 金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利シヨツクに

対する損益又は経済的価値の増減額

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事

部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人
向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート及び金融
機関等向けエクスポートごとに開示することを要する。

（

〔1〕・〔2〕 同上

口

〔略〕

〔四〇六 同上〕

七 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートのに関する
次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借

対照表計上額

（1）上場株式等エクスポート

（2） 略

〔四〇六 同上〕

八 九 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用し
た金利シヨツクに対する損益又は経済的価値の増減額

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事

項)

第十一條 前条（第三項を除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号ヘ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号イ中「基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスボージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）」とあるのは「基礎的内部格付手法」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとされるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条 「略」

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十号によ

項)

第十一條 前条（第三項を除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号ヘ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条 「同上」

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号によ

り作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

〔一九 略〕

十 出資等又は株式等エクスポート・ジャーマンに関するリスク管理の方針

及び手続の概要

十一 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ 【略】

ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の

概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

〔二九七 略〕

八 出資等又は株式等エクスポート・ジャーマンに関する次に掲げる事項

イ 【ホ 略】

九 【略】

十 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利シ

ヨックに対する損益又は経済的価値の増減額

（銀行における四半期の開示事項）

り作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

〔一九 同上〕

十 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポート・ジャーマンに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ 【同上】

ロ 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リ

スクの算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

〔二九七 同上〕

八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポート・ジャーマンに関する次に掲げる事項

イ 【ホ 同上】

九 【同上】

十 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利シヨックに対する損益又は経済的価値の増減額

（銀行における四半期の開示事項）

第十四条　【略】

2　【略】

3　第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第九号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十号によりそれぞれ作成するものとする。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条　【略】

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

【一九　略】

十　出資等又は株式等エクスポート・ジャマーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一　金利リスクに関する次に掲げる事項

イ　【略】

ロ　持株会社グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手

法の概要

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

第十四条　【同上】

2　【同上】

3　第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第四号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第五号によりそれぞれ作成するものとする。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条　【同上】

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成しなければならない。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

【一九　同上】

十　銀行勘定における出資等又は株式等エクスポート・ジャマーに関するリスク管理の方針及び手續の概要

十一　銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ　【同上】

ロ　持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金

利リスク算定手法の概要

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 信用リスク・アセツトのみなし計算（持株自己資本比率告示第一百四十五条の規定により信用リスク・アセツトの額を計算することをいう。以下この項において同じ。）が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

〔ニ～ヘ 略〕

〔三～七 略〕

八 出資等又は株式等エクスボージャーに関する次に掲げる事項

〔イ～ホ 略〕

九
〔略〕

十 金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利シヨソクに対する損益又は経済的価値の増減額

〔イ～ホ 略〕

九
〔同上〕

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第十七条 〔略〕

2 前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十号により作成するものとする。

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

ハ 信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

〔ニ～ヘ 同上〕

八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスボージャーに関する次に掲げる事項

〔イ～ホ 同上〕

九
〔同上〕

十 銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利シヨソクに対する損益又は経済的価値の増減額

〔イ～ホ 同上〕

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第十七条 〔同上〕

2 前項第四号に掲げる事項は別紙様式第五号により作成するものとする。

〔別紙様式を加える。〕

〔別紙1～1〕

(別紙様式第三号)

〔略〕

(別紙様式第四号)

〔別紙1-2〕

(別紙様式第五号)

〔略〕

(別紙様式第八号)

〔別紙1-3〕

(別紙様式第九号)

〔略〕

(別紙様式第十号)

〔略〕

(別紙様式第七号)

〔同左〕

(別紙様式第三号)

〔同左〕

(別紙様式を加える。)

〔別紙様式を加える。〕

(別紙様式第四号)

〔同左〕

(別紙様式第五号)

〔同左〕

備註 装丁の「」の罫線及び対象規定の「」重傍線をせした標罫部分を除く余地にせした傍線は注罫である。

[REDACTED]

○ 信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）	（単体における事業年度の開示事項）	
第二条　【略】	第二条　【同上】	
2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。	2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。	
3 【略】	3 【同上】	
【一〇七 略】	【一〇七 同上】	
八 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一條 第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスボージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	八 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一條 第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスボージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（特定取引（規則第百七条第二項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）に係るもの）を除く。次条第三項第九号、第六条第三項第八号及び第七条第三項第九号において同じ。）	
九 金利リスクに関する次に掲げる事項	九 金利リスク（特定取引に係るもの）を除く。次項第八号、次条第九号において同じ。）	

三項第十号及び第四項第九号、第六条第四項第九号並びに第七条第三項第十号及び第四項第十号において同じ。)に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

4
〔一・五 略〕

六 出資等又は株式等エクスポートジヤーに関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕
〔一・五 同上〕

六 出資等又は株式等エクスポートジヤーに関する次に掲げる事項(特定取引に係るものを除く。次条第四項第七号において同じ。)

〔七・八 略〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 〔略〕

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集團(以下この条において「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

〔ロ・ホ 略〕

三項第十号及び第四項第九号、第六条第四項第九号並びに第七条第三項第十号及び第四項第十号において同じ。)に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕
〔一・五 同上〕

4
〔同上〕

六 出資等又は株式等エクスポートジヤーに関する次に掲げる事項(特定取引に係るものを除く。次条第四項第七号において同じ。)

〔七・八 同上〕

(連結会計年度の開示事項)

第三条 〔同上〕

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集團(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

〔ロ・ホ 同上〕

〔二〕十 略

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関をいう。）であつて信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

〔二〕九 略

（半期の開示事項）

第四条 規則第二百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の半期（四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第二百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第二百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

〔二〕十 同上

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関をいう。）であつて信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

〔二〕九 同上

（半期の開示事項）

第四条 規則第二百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の半期（四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第二百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第二百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

2

規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準金庫の半期に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第一百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第一百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。）に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第四項第二号ホ中「をいう。第五条第二項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と読み替えるものとする。

えるものとする。

2

規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準金庫の半期に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第一百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第一百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。）に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第二号ホ中「をいう。第五条第二項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と読み替えるものとする。

（単体における事業年度の開示事項）

第六条 規則第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。
2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

（単体における事業年度の開示事項）

第六条 規則第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。
2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第三号により作成しなければならない。

第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。

- 一 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 二 信用金庫連合会全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項

- イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
- ロ 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要

- ハ 標準的手法を採用した場合にあつては、エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあつては、その理由を含む。）
- その理由を含む。）

二 内部格付手法を採用した場合にあつては、次に掲げる事項

- (1) 信用リスク・アセツトの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセツトの額）を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD（標準的手法が適用されるポートフォリオにあつては、エクスボージャーの額。以下(1)において同じ。）がEADの総額に占める割合
- (2) 内部格付手法を採用した場合にあつては、次に掲げる事項
- (3) (2) (1) 使用する内部格付手法の種類
- (3) (2) (1) 内部格付制度の概要
- (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスボージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
- (i) 事業法人向けエクスボージャー（特定貸付債権及び適格内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項

- 一 信用金庫連合会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 二 信用リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

- (2) エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

一 使用する内部格付手法の種類

- (3) (2) (1) 内部格付制度の概要
- (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手續の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスボージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

購入事業法人等向けエクスボージャーについて区別して開示することを要する。）

示する」とを要する

ソブリン向けエクスボージャー
金融機関等向けエクスボージャー

(N) 株式等エクスポートジャーナー（株式等エクスポートジャーナーの信

合に限る。）

居住用不動産向けエクスポート・ジャパン
直営リゾン・ザ・リビング・リゾート・リバーライフ

その他リテール向けエクスボージャー

用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

ヘク管理の方針及び手続の概要

分化工クスポート・ジャヤーに関する次に掲げる事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号ま

(自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の一項に依りて適用する場合を除く。)これ現定の本判の修正

及びその運用状況の概要

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

証券化エクスボリジヤーの信用リスク・アセットの額の算出

証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出

に使用する方式の名称

信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用金庫連合会が当該証券化取引に係る証券化エクスボーダーを保有しているかどうかの別

信用金庫連合会の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該信用金庫連合会が行つた証券化取引（信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ
証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判

定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

又 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル
定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針及び手続の概要

口 マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

<p>四 信用リスク削減手法（派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）に関する用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手續及び体制の概要</p>
<p>五 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手續及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。）</p>
<p>六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項</p>
<p>イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手續及び体制の概要</p>
<p>ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p>
<p>ハ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポートジャーベーを保有しているかどうかの別</p>
<p>二 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称</p>

<p>ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法</p>
<p>二 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明</p>
<p>ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要</p>
<p>ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要</p>
<p>ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法</p>
<p>七 オペレーションナル・リスクに関する次に掲げる事項</p>
<p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p>
<p>ロ オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）</p>
<p>ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項</p>
<p>（1）当該手法の概要</p>
<p>（2）保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）</p>
<p>八 出資等又は株式等エクスポートジャーベーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</p>
<p>九 金利リスクに関する次に掲げる事項</p>
<p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p>

及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

ホ|
証券化取引に関する会計方針

ヘ|
証券化エクスポート・ジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあつては、その理由を含む。）

ト|
内部評価方式を使用している場合には、その概要

七|
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ|
リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ|
内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲

八|
オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ|
リスク管理の方針及び手続の概要

ロ|
オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあつては、各手法の適用範囲を含む。）

ハ|
先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

当該手法の概要

(2)|
(1)|
保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行つた場合にあつては、保険の利用方針及び概要を含む。）
信用リスク・アセットの額の算出対象となつてている出資等又は

口|
信用金庫連合会が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要
十|
貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第三号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
一|
第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
明|
一|
自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
イ|
信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
(1)|
標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
(2)|
内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポート・ジャーナル全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
(i)|
事業法人向けエクスポート・ジャーナル
(ii)|
ソブリン向けエクスポート・ジャーナル
(iii)|
金融機関等向けエクスポート・ジャーナル

		株式等エクスボージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手續及び体制の概要
十一	金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつているものを除く。別紙様式第四号第二十六面及び別紙様式第七号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項	
イ	リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ	金利リスクの算定手法の概要	
十一	貸借対照表の科目が別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	
一二	自己資本比率規制上のエクスボージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	
一	第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない。	
イ	信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項	
ロ	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平	

(1)	内部格付手法が適用される株式等エクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
(2)	内部格付手法が適用される株式等エクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
(3)	証券化エクスボージャー
(iv)	居住用不動産向けエクスボージャー
(v)	適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー
(vi)	その他リテール向けエクスボージャー
(1)	マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスボージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
(i)	簡易手法が適用される株式等エクスボージャー
(ii)	内部モデル手法が適用される株式等エクスボージャー
(2)	PD/LGD方式が適用される株式等エクスボージャー
(1)	信用リスク・アセztトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
(2)	マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち信用金庫連合会が使用する次に掲げる方式ごとの額
(1)	標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカタゴリーコード）
(2)	内部モデル方式
ホ	オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額
(1)	基礎的手法
(1)	次に掲げるエクスボージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳
(2)	地域別
(3)	業種別
(4)	残存期間別

成十年金融再生委員会規則第二号) 第四条第二項、第三項又は
第四項に規定する債権に係る債務者のエクスボージャーの期末
残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び
償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別

ハ 延滞期間別のエクスボージャーの期末残高

二 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を
実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
施行規則第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準
ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規
定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。)に係る債務

者のエクスボージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実
施したことと伴い、当該エクスボージャーに係る引当金の額を
増加させたものの額及びそれ以外のものの額

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定め
る額

イ 標準的手法を採用した場合 複数の資産及び取引を裏付けと
するエクスボージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定する
ことができないものの額

ロ 内部格付手法を採用した場合 信用リスク・アセツトのみな
し計算が適用されるエクスボージャーの額

三 イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換

(2) 粗利益配分手法
(3) 先進的計測手法

ハ 単体総所要自己資本額(自己資本比率告示第三十一条の算式
の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第九条第一項第
七号において同じ。)

二 信用リスク(信用リスク・アセツトのみなし計算が適用され
るエクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く。)に關す
る次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高(期末残高
がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合に
は、期中平均残高の開示も要する。)及びエクスボージャーの主な種
類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高のうち、次
に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスボージャーの主な種
類別の内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスボージャーの期末残高又はデフォルトし
たエクスボージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ご
との内訳

(1) 地域別

業種別又は取引相手の別

算して得られたものが二千億ユーロを超える場合にあつては、次に掲げる事項

イ 次に掲げる額の合計額

(1) オン・バランス資産の額（貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関する貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。）

(2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスボージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスボージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

(3) レポ形式の取引に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスボージャーの額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）の合計額をいう。）

(4) オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスボージャーの額、対象資産に係るエクスボ

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について、次に掲げる区分ごとの算定を行つていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 標準的手法が適用されるエクスボージャーについて、リスクヘ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）

一 並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第百七十七条第二項第二号及び第二百四十七条第一項（自己資本比率告示第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百三十四条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスボージャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスボージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスボージャーについて、自己資本比率告示第一百五十一条第三項及び第五項並びに第一百六十五条第四項に定めるリスク・ウェイトが

ジヤーの額及び証券化エクスポートジヤーの額の合計額をいう。)

口 金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号

）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。

。以下口、ハ及びチにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

（1）金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

（2）金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。ニにおいて同じ。）の保有額

（3）金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポートジヤーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

（4）金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場（ハ及び

チにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポートジヤー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高を示す。）

内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポートジヤーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

（1）事業法人向けエクスポートジヤー、ソブリン向けエクスポートジヤー及び金融機関等向けエクスポートジヤー 債務者格付）

（2）（i）PDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポートジヤーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均

値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

（ii）PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポートジヤー 債務者格付）のPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び

（iii）残高

（3）居住用不動産向けエクスポートジヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジヤー及びその他リテール向けエクスポートジヤー 次のいずれかの事項

（i）プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポートジヤーに係るELdefault を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス

ハ 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

(1) 金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

(2) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポート・ヤーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

(3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・ヤー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

二 発行済の有価証券の残高

ホ 直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

ヘ 信託財産及びこれに類する資産の残高

ト 直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額

チ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

リ 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く

資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポート・ヤーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・ヤー、ソブリン向けエクスポート・ヤー、金融機関等向けエクスポート・ヤー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポート・ヤー、居住用不動産向けエクスポート・ヤー及びその他のリテール向けエクスポート・ヤー及びその他リテール向けエクスポート・ヤーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・ヤー、ソブリン向けエクスポート・ヤー、金融機関等向けエクスポート・ヤー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポート・ヤー、居住用不動産向けエクスポート・ヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ヤー及びその他リテール向けエクスポート・ヤーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポート・ヤー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ

の残高の合計額

売買目的有価証券

その他有価証券

又観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価された資産の残高

ル
対外与信の残高

ヲ
対外債務の残高

5|
第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第四号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び三十面に限る。）により作成するものとする。

(1) 適格金融資産担保
(2) 適格資産担保

オリオに係るものに限る。)

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

四

- 合計額
- イ 与信相当額の算出に用いる方式
- ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の次に掲げる事項

調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ 口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポートージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

五 証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用金庫連合会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫連合会が証券化エクスポートージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

-
- (2) 原資産を構成するエクスボージャーのうち、三月以上延滞エクスボージャーの額又はデフォルトしたエクスボージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫連合会が証券化エクスボージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスボージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五десятパーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化工

クスポート・ジャヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャヤーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャヤーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 信用金庫連合会がオリジネーターとして留保する早期償

還条項付の証券化エクスポート・ジャヤーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 信用金庫連合会が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャヤーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11) 保有する再証券化エクスポート・ジャヤーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

□ 信用金庫連合会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポート・ジャヤーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポート・ジャヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャヤーについて区別して記載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポート・ジャヤーの適切な数のリスク・ウ

エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスボージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する再証券化エクスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ハ 信用金庫連合会がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫連合会が証券化エクスボージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(5) 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

(6) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポートの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百分率のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポートについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額
(ii) 信用金庫連合会がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与

額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 信用金庫連合会が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポート・リージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

二 信用金庫連合会が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・リージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポート・リージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・リージャーについて区別して記載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポート・リージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・リージャーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポート・リージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百分率のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・リージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式

を使用する場合に限る。)

イ 期末のバリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレス・バリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク並びに包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

二 バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アツト・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

七 出資等又は株式等エクスポート・ジャヤーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。次条第四項第八号において同じ。）

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場株式等エクスポート・ジャヤー

(2) 上場株式等エクスポート・ジャヤーに該当しない出資等又は株式等エクスポート・ジャヤー

ロ 出資等又は株式等エクスポート・ジャヤーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスポート・オフィスの区分ごとの額

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート・オフィスの額

九 金利リスクに関して信用金庫連合会が内部管理上使用した金利シヨツクに対する損益又は経済的価値の増減額

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第二百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集團（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社と

(連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第二百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第五項並びに第九条第二項第十二号及び第十三号において同じ。）に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

社との相違点及び当該相違点の生じた原因

口 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会

社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第二十六条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

二 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項について

は、第六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中

「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「信用金庫連合会全体」とあるのは「連結グル

ープ（自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集團をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセツトの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リス

口 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第二十六条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

二 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

(2) エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

ク・アセツトの額)」とあるのは「信用リスク・アセツトの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「

保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該連結グループが行つた証券化取引(当該連結グループが証券化目的導管体を行つた証券化取引を含む。)に係る証券化エクスボージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第三十一条各号」とあるのは「第十九条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等(自己資本比率告示第二十五条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)であつて信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称及び所要自己資本を下回つた額の総額
二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「

(3) (2) (1) 使用する内部格付手法の種類
内部格付制度の概要

次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要(Ⅵ)及び(Ⅶ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスボージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

(i) 事業法人向けエクスボージャー(特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスボージャーについて区別して開示することを要する。)

(ii) ソブリン向けエクスボージャー

(iii) 金融機関等向けエクスボージャー

(iv) 株式等エクスボージャー(株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。)

(v) 居住用不動産向けエクスボージャー

(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー

(vii) その他リテール向けエクスボージャー

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

前項」とあるのは「第六条第三項」と、同項第三号イ(1)中「貸借

対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙

様式第四号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第二十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

5| 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一| 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二| 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6| 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。

六 証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスボージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（自己資本比率告示第十九条の算式にマ

ーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行つた場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスボージャーを保有しているかどうかの別

ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行つた証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスボージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針
リ 証券化エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変

更した場合には、その理由を含む。)

又 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

二 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

八 オペレーションナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名

称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

（1）当該手法の概要

（2）保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

九 出資等又は株式等エクスポート・ジャパンに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

十一 自己資本比率告示第二十条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第1項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その他金融機関等（自己資本比率告示第二十五条第八項第一号に規定するその他金融機関をいう。）であつて信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額
- 二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く

。) 及びこのうち次に掲げるポートフオリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフオリオ及び複数のポート
フオリオに適用される場合における適切なポートフオリオの

区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフオリオ及びこのうち次に掲げるポートフオリオごとの内訳(①及び④)に掲げるポートフオリオについて、信用リスクに関するエクスポートージャー全体に占めるこれらのポートフオリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフオリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

- (i) 事業法人向けエクスポートージャー
- (ii) ソブリン向けエクスポートージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポートージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポートージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー
- (vi) その他リテール向けエクスポートージャー
- (3) 証券化エクスポートージャー

□ 内部格付手法が適用される株式等エクスポートージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポートージ

ヤー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポート・ジャーナル

(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポート・ジャーナル

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポート・ジャーナル

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート・ジャーナルに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）

(2) 内部モデル方式

ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) 基礎的手法

(2) 粗利益配分手法

(3) 先進的計測手法

ヘ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第十九条の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第九条第二項第七号において同じ。）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート・ジャーナル及び証券化エクスポート・ジャーナルを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスポート・ジャマーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合は、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポート・ジャマーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポート・ジャマーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポート・ジャマーの主な種類別の内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別
(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポート・ジャマーの期末残高又はデフォルトしたエクスポート・ジャマーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

(1) 地域別
業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポートジャーヤーについて、リスク
・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）
並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第一百七十
七条第二項第二号及び第二百四十七条第一項（自己資本比率告
示第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百三十四条第一項におい
て準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセント
のリスク・ウェイトが適用されるエクスポートジャーヤーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポートジャーヤーのうち、スロッ
ティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマ
ーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポート
ジャーヤーについて、自己資本比率告示第一百五十五条第三項及び
第五項並びに第一百六十五条第四項に定めるリスク・ウェイトが
適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲
げるエクスポートジャーヤーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項
(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものと
する。)

- (1) 事業法人向けエクスポートジャーヤー、ソブリン向けエクスポート
ジャーヤー及び金融機関等向けエクスポートジャーヤー 債務者格付ご
とのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用

する場合は、デフォルトしたエクスポートに係るEldefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、ロミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート 債務者格付けとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクスポート、適格リボルビング型リテール向けエクスポート及びその他リテール向けエクスポート 次のいずれかの事項

(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポートに係るEldefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でプール単位でのエクスポートの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート、金融機関等向けエクスポート、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート、居住用不

動産向けエクスポート、適格リボルビング型リテール向け
エクスポート及びその他リテール向けエクスポートご
との直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績
値との対比並びに要因分析

又 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート、ソ
ブリン向けエクスポート、金融機関等向けエクスポート
、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート、居住用不
動産向けエクスポート、適格リボルビング型リテール向け
エクスポート及びその他リテール向けエクスポートご
との長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ
リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ
クスポート（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ
調整率によるエクスポートの額の上方調整を行っている場
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人
向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート及び金
融機関等向けエクスポートごとに開示することを要する。

（2）（1）

適格金融資産担保

適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポート

オリオに係るものに限る。)

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスボージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスボージャー、居住用不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャーごとに開示することを要する。）

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

二 ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスボージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相

当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六

イ 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスposureを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスposureを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

-
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポートジヤーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートジヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポートジヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートジヤーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポートジヤーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートジヤーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十分の一のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポートジヤーについて、次に掲げる事項（主要な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポートジヤーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートジヤーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額

のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(ⅲ) 連結グループが投資家の持分に対しても算出する早期償還
条項付の証券化エクスポート・ジャヤーを対象とする実行済みの
信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11) 保有する再証券化エクスポート・ジャヤーに対する信用リスク削
減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ
れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

□ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセ
ツトの算出対象となる証券化エクスポート・ジャヤーに関する次に掲
げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポート・ジャヤーの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャヤーについて区別して記
載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポート・ジャヤーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ
クスポート・ジャヤーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二
百五十分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化エ
クスポート・ジャヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する再証券化エクスポート・ジャヤーに対する信用リスク削
減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ
れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポート・ポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポート・ポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポート・ポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポート・ポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポート・ポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポート・ポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別

の所要自己資本の額の内訳

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第三百二一条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャマーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャマーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャマーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャマーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 連結グループが投資家の持分に対しても算出する早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャマーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

二 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ジャマーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポート・ジャーヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャーヤーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポート・ジャーヤーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ジャーヤーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポート・ジャーヤーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替え
て準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号
を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが
適用される証券化エクスポート・ジャーヤーの額及び主な原資産の種
類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式
を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間における
バリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレス・バリュー・アツト・リスクの値並びに開示
期間におけるストレス・バリュー・アツト・リスクの最高、平
均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の
額並びに開示期間における追加的リスク並びに包括的リスクに

係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
ニ バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・

アセット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説

明

八 出資等又は株式等エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る

連結貸借対照表計上額

(1) 上場株式等エクスポート・ジャーマー

(2) 上場株式等エクスポート・ジャーマーに該当しない出資等又は株式等エクスポート・ジャーマー

ロ 出資等又は株式等エクスポート・ジャーマーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスポート・ジャーマーのポートフォリオの区分ごとの額
九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート・ジャーマーの額

十 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利シ

ヨックに対する損益又は経済的価値の増減額

5 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

（単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第八条 規則第一百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める

事項（国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

3 第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）」に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号へ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

4 第六条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同条第五項中「別紙様式第四号」とあるのは「別紙様式第七号」

（半期の開示事項）

第八条 規則第一百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める

事項（国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第六条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第一百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第一百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）」に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号へ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

2 規則第一百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については

「一」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

、前項に規定するところによるほか、前条（第三項第二号から第十号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第一百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第一百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、「並びに第九条第二項第十二号及び第十三号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第二号へ中「をいう。第九条第二項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前半期（四月から九月までの半期をいう。）」と、同条第六項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第九条

規則第一百三十五条第一項に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する

国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

〔条を加える。〕

第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第三項及び第七条第三項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、第七条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4 第六条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに第七条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第四項及び第五項並びに第七条第四項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同条第五項中「別紙様式第四号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、前面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第七号」と、第七条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 第七条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前年同期」と読み替えるものとする。

(四半期の開示事項)

第十条 規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

〔一〇 略〕

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

十二 自己資本比率告示第三十一条各号の算式における分母の額に関する開示事項

2 規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

〔一〇八 略〕

九 自己資本比率告示第二十条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五

(四半期の開示事項)

第九条 規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

〔一〇十 同上〕

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

〔号を加える。〕

2 規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

〔一〇八 同上〕

九 自己資本比率告示第二十条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四

号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十 「略」

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

十二 自己資本比率告示第十九条各号の算式における分母の額に関する開示事項

十三 「略」

十四 「略」

3|| 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第十二号及び前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第十二号に掲げる事項にあっては、第一面に限る。）により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれを作成するものとする。

4 第一項第九号及び第二項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十 「同上」

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

十二 「同上」

十三 「同上」

十四 「略」

3|| 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第四号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれを作成するものとする。

4 第一項第九号及び第二項第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

(別紙様式第四号)

〔別紙2-1〕

(別紙様式第五号)

〔略〕

(別紙様式第七号)

〔別紙2-2〕

(別紙様式第八号)

〔略〕

(別紙様式第五号)

〔同左〕

(別紙様式第九号)

〔別紙2-3〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線をせした標記部分を除く全体にせした傍線は注記である。

〔別紙様式を加える。〕

〔別紙様式を加える。〕

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
		(単体における事業年度の開示事項)
第二条　【略】		(単体における事業年度の開示事項)
2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。		2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。
「3・4 略」		「3・4 同上」
		(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)
第三条　【略】		(連結会計年度の開示事項)
2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。		2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。
3 【略】		3 【同上】
4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。		4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて信用協同組合等の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額		一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて信用協同組合等の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

〔二〕九 略

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔二〕九 同上